

# 理事の職務権限規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人にじ子屋(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

## (法令等の順守)

第 2 条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## (理事)

第 3 条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

## (理事の構成)

第 4 条 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないとする。

## (理事長)

第 5 条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

## (副理事長)

第 6 条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (細則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

## (改廃)

第 8 条 この規程の改廃は理事会の決議による。

附則 この規程は令和6年9月14日より実施する。(令和6年9月14日理事会決議)

(別表)

理事の職務権限

項目		
	理事長	副理事長
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰 ◎評議員会の招集	◎理事長を補佐し、この法人の業務を執行 ◎理事長の事故時等の職務執行
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事	○	
契約の締結	○	
支出に関する事	○	
1件5万円以上	○	
1件5万円未満		○
研修会等事業の実施に関する事	○	
会費に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事	○	
福利厚生(役員含む)に関する事		○
金融機関を指定する事		○
寄附に関する事	○	
訴訟に関する事	○	
外部に対する文書発簡(特に重要なもの)	○	
外部に対する文書発簡(重要なもの)		○
外部に対する文書発簡(一般事務連絡)		○

(注) 上記にかかわらず、副理事長の不在時等、副理事長がその決裁権限を行使できない場合において、理事長が副理事長に代わり決裁を行うことは差し支えない。